

平成 30 年度

宇土市簡易水道事業資金不足比率審査意見書

宇土市監査委員

宇市監第54号

令和元年8月5日

宇土市長 元松茂樹様

宇土市監査委員 尾沢安治郎

宇土市監査委員 山村保夫

平成30年度宇土市簡易水道事業資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、審査に付された平成30年度宇土市簡易水道事業資金不足比率について審査を実施したので、その結果について次のとおり意見書を提出します。

1. 審査の期間

令和元年7月2日から7月30日まで

2. 審査の方法

資金不足比率の審査にあたっては、市長から送付された資金不足比率報告書及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか否かについて、関係職員の説明等を求め実施した。

3. 審査の結果

(1) 総括的意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されているものと認めた。平成29年度同様、経営健全化基準を下回っており、今後も引き続き、健全な経営に努められるよう要望する。

()内は平成29年度数値			
	平成30年度 %	平成29年度 %	経営健全化基準 %
資金不足比率	—	—	20.0(20.0)

(2) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

(3) 担当課提出書類は、次のとおりである。

資金不足比率（法非適用）

公営企業の資金不足比率

(簡易水道)

■地方債協議・許可制移行基準	10.0%
■早期健全化基準	20.0%

(単位：千円)

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額} (\text{繰上充用額} + \text{支払繰延額} \cdot \text{事業繰越額} + \text{建設改良費等以外の財源に充てるために起こした地方債の現在高}) - \text{解消可能資金不足額}}{\text{事業の規模} (\text{営業収益に相当する収入の額} - \text{受託工事収益に相当する収入の額})}$$

$$\frac{0 - 0}{73,602 - 0} = \frac{0}{73,602} \times 100 = - \quad \begin{matrix} \text{H30} \\ \text{H29} \\ [-] \end{matrix}$$

資金の不足額

- | | | |
|---------------------------------|-----------|-----------|
| ① 繰上充用額 | H30 [0] | H29 [0] |
| ② 支払繰延額・事業繰越額 | H30 [0] | H29 [0] |
| ③ 建設改良費等以外の財源に充てるために起こした地方債の現在高 | H30 [0] | H29 [0] |
| ④ 解消可能資金不足額 | H30 [0] | H29 [0] |

事業の規模

- | | | | |
|-------------------|--|----------------|----------------|
| ① 営業収益に相当する収入の額 | $\left\{ \begin{array}{l} \text{現年度水道使用料} 72,049 \\ \text{過年度水道使用料} 1,464 \\ \text{手数料(新設分)} 89 \end{array} \right\} 73,602$ | H30 [73,602] | H29 [73,931] |
| ② 受託工事収益に相当する収入の額 | | H30 [0] | H29 [0] |

*解消可能資金不足額：下水道、地下鉄などの事業の性質上、事業開始後の一定期間、構造的に資金不足が生じる事由がある公営企業については、健全化法における比率の算定の際に、将来解消が見込まれる「解消可能資金不足額」を資金不足額から控除するもの。